

1 全体事項

- (1) 計画地内には、市民にとって関心の高い埋蔵文化財が存在することから、評価書以降の図書において最新の発掘状況を明らかにした上で、適切な保全対策を講じるとともに、出土品の展示について積極的に周知するなど、当該文化財の保存・活用に十分に配慮すること。

2 個別事項

(水環境・動物・植物)

- (1) 計画地周辺には、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、地盤改良の手法の検討に当たっては、蒲生干潟に生息・生育する動植物に影響を与えないよう、有害物質の溶出に十分に配慮すること。
- (2) 計画地及びその周辺において注目すべき種とされている鳥類が複数種確認されていることから、本事業の実施に伴う利用・生息環境の変化による影響について、事後調査により適切に把握し、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。